

秋田県有林クレジット売買契約書

売出人 秋田県知事 ○○○○（以下「甲」という。）と買受人 ■■■■（以下「乙」という。）は、J-クレジット制度に基づき秋田県が取得し、管理するクレジット（以下、「県有林クレジット」という。）の甲乙間の売買に関し、ここに契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（定義）

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）「J-クレジット制度」とは、平成25年度から国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し経済産業省・環境省・農林水産省が、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する制度。
- （2）「J-クレジット登録簿」とは、J-クレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その発行、保有、移転、償却及び無効化について、電子的に記録したものをいう。金銭価値を伴うクレジットを高いセキュリティの下で管理しつつ、取引の利便性を確保し、さらに、クレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを防ぐ。
- （3）「保有口座」とは、J-クレジット登録簿において、J-クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設されるJ-クレジットを保有するための口座をいう。
- （4）「無効化」とは、オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。
- （5）「移転手続」とは、J-クレジット登録簿において、自らの口座に記載されたクレジットを他者の口座に移転するための手続をいう。

（クレジットの売買）

第3条 甲は、乙から提出のあった秋田県有林クレジット購入計画書（様式第2号）に基づき、県有林クレジットを次に定める販売数量及び販売金額により乙へ売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

- | | | | |
|---------|---|------------------|-------------------|
| （1）販売数量 | ： | 県有林クレジット | t-CO ₂ |
| （2）販売金額 | ： | 金 | 円 |
| | | （うち消費税額及び地方消費税の額 | 円） |

2 秋田県有林クレジット購入計画書（様式第2号）に記載した内容に変更が生じる場合、乙はその旨を甲に事前に連絡し、甲の指示に従わなければならない。

（契約保証金の免除）

第4条 契約保証金は、秋田県財務規則第178条第5号の規定により免除する。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。

（県有林クレジットの引渡・移転）

第6条 甲は、乙からの売買代金の支払を確認後、第3条第1号に定める販売数量をJ-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

（秘密の保持）

第7条 甲又は乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規程は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（遅延利息）

第8条 乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払をしなければならない。もし、その期間内に支払を完了しないときは、甲は、未払金額に対し、遅延日数1日につき年〇.〇パーセントの遅延利息を乙に請求することができる。

（契約解除）

第9条 甲又は乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、催告することなく本契約を解除することができる。

（甲の解除権）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- イ 暴力団員を雇用すること。
- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

2 前項の規程により本契約が解除された場合には、乙は、違約金として販売金額の 100 分に 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第 11 条 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 オフセット対象商品において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

(契約の費用)

第 12 条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 13 条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田県知事 ○○ ○○

乙